

# Japan Dream Football Association

## サッカーボランティア

in タイ ウドンタニ

旅行期間:2013年12月6日(金)~12月9日(月)4日間



(写真は全てイメージです)

### プログラムの目的

**Jリーグではタイの子どもたち約100名に  
サッカー指導をするボランティア活動を開催します！  
Jリーグをアジアに広める普及活動に参加してみませんか**

### JDFAの活動

東南アジア初のJリーグプレーヤー誕生に向けて、チャンスの提供そして夢の実現をコンセプトに、東南アジア諸国での“サッカークリニック”を通じてJリーグの素晴らしさを伝え、Jリーグを意識できる環境創りを構築していく。

また東南アジア各国の“現地リーグ視察・スカウティング活動・有力選手リストアップ”により各Jリーグクラブへの選手獲得の働きかけをおこなう。

このプロジェクトを通し未来ある子供達に夢を与え、同時に日本サッカー界そしてアジアサッカー界の発展のために活動を行なっている。

#### 2013年活動実績

- 3月 マレーシア(クアラルンプール)でのサッカークリニック開催
- 5月 タイ(バンコク)でのサッカークリニック開催
- 7月 ベトナム(ホーチミン)でのサッカークリニック開催
- 9月 タイ(チェンライ)でのサッカークリニック開催
- 11月 インドネシア(ジャカルタ)でのサッカークリニック開催予定

JDFAHP:

<http://j-dreamfootball.net/>



### JDFA代表理事 木場昌雄 プロフィール

Representative Director : 木場昌雄  
1974年9月6日生まれ / 兵庫県南あわじ市出身

12年という長きにわたり、Jリーグガンバ大阪の中心選手としてプレー。

Jリーグ通算284試合出場。遠藤、宮本、稲本等、数多くの日本代表選手と共にプレー。

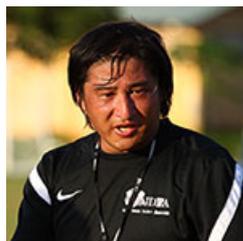
ガンバ大阪では01年~03年の3年間キャプテンを務める。

05年Jリーグ引退後、06年~07年地域リーグで選手兼コーチとして活動。

08年~10年、タイ(バンコク)のカスタムズFCと契約し選手として活動。

10年10月、タイリーグ終了後選手生活にピリオドを打つ。

11年9月に一般社団法人 Japan Dream Football Associationを設立し、未来ある子供達に夢を与え、同時に日本サッカー界・アジアサッカー界発展のための活動を進めていく。12年6月、Jリーグ・アジアアンバサダー就任。



近畿日本ツーリスト

旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト株式会社

観光庁長官登録旅行業第1944号  
JATA正会員 ボンド保証会員  
旅行業公正取引協議会会員

関西国際交流センター

# JDFA サッカークリニック in タイ ウドンタニ 日程表

日次	月日	曜	発着地・滞在地	現地時間	交通機関	摘要	食事			
1	12月6日	金	関西国際空港	発	11:00	TG623	ご集合 出国手続き後、空路、 タイ国際航空 にてウドンタニへ	×		
			関西国際空港							
			バンコク	着	15:45	TG2010			バンコクにて乗り継ぎ 宿泊ホテルへ	機 タ
			バンコク		発					
ウドンタニ	着	19:15	専用車	(ホテル泊)						
2	12月7日	土	ウドンタニ	滞	朝	専用車	市内会議室へ移動	朝 昼 タ		
			午前			JDFA木場氏よりセミナー				
			午後		専用車	ウドンタニ市内視察	(ホテル泊)			
3	12月8日	日	ウドンタニ	滞	終日		ウドンタニスタジアムにて 終日サッカークリニック ボランティア ・ゲーム大会 ・サッカークリニック ・記念撮影 等	朝 昼 タ		
							(ホテル泊)			
4	12月9日	月	ホテル	発	早朝	専用車	ホテルチェックアウト後、ウドンタニ空港へ	朝		
			ウドンタニ						発	8:45
			バンコク	着	9:45	TG672			バンコクにて乗り継ぎ	機
			バンコク		発					
			関西国際空港	着	18:10					
					お疲れさまでした。					

※視察先は、先方の状況により変更になることがあります。※日程発着時間等は天候、各関係機関の都合にて変更になることがあります。

●時間帯の目安：早朝＝4:00～6:00 朝＝6:00～8:00 午前＝08:00～12:00 午後＝12:00～16:00 夕刻＝16:00～18:00 夜＝18:00～23:00  
深夜23:00～4:00 終日＝09:00～17:00 ●食事：朝：朝食、昼：昼食、夕：夕食、機：機内食、×：食事なし

## プログラムの概要

### どのような【ボランティア】が求められているのか

#### ★サッカー指導補助(サッカー経験者)

木場氏と通訳が全体の指揮を取り、見本として子どもたちのトレーニングをサポート

#### ★受付・イベント補助(サッカー経験不問)

当日参加者の受付、ゲーム大会等イベントの記録係や景品を子どもたちに渡すサポート係

これまでスポーツ省に頼んでいたこれらの人員をボランティアでまかなうことで、よりよい運営、活動の普及につながります！



【参加者の子どもたち】とはどんな子どもたちなのか  
タイプレミアリーグのチームが集める12歳以下のクラブ下部組織の子どもたち/小学校でサッカーをやっているだけの子どもたちが参加します！

## 募集概要

■訪問都市：タイ・ウドンタニ

■旅行期間：2013年12月6日(金)～2013年12月9日(月)・4日間

■旅行代金：お一人様あたり 128,000円(2名様1室ツイン利用)

\* 燃油サーチャージ(目安:17,340円 10/8現在)および国内空港施設使用料、旅客保安サービス料、海外空港諸税等が別途必要となります。

■一人部屋追加代金：8,000円

■募集人員：20名様(最少催行人員:15名様)

■募集締切日：10月31日(木)(但し、満員になり次第締め切りいたします)

■利用予定日本発着航空会社：タイ国際航空

■利用予定ホテル：ウドンタニ・バン チアン ホテル

■添乗員：ウドンタニ滞在中のみ同行致します。

# 募集要項・ご旅行条件書

■旅行期間 2013年12月6日(金)～12月9日(月)・4日  
■最少催行人員: 15名様 ■添乗員: ウッドワン滞在の中のみ同行致します。 ■申込締切日: 10月31日  
■旅行代金に含まれるもの

①航空運賃: 日程表に記載された区間(エコノミークラス)。(※この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含まれません。付加運賃・料金は原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものです。) ②宿泊代金(ホテル・ツインルーム(2人1部屋利用)バス・イレ付) ③食事代(旅程に明記の食事代金(朝9回、昼1回、夕1回、この回数に機内食は含まれません) ④研修費用: 日程表に記載の研修費用 ⑤取消代金: 日程表に記載された観光地のガイド代、入場料金 ⑥バス代金: 空港ホテル間の送迎バス料金、観光バス料金 ⑦団体行動中の取金・チップ ⑧手荷物運賃代金: お一人につき一個のスーツケースなど(ただし大きさは航空会社の規定内、詳しくは係員におたずね下さい。) ⑨添乗員代金 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくとも払い戻しいたしません。 旅行代金算出基準日: 2013年10月8日

## ■旅行代金に含まれないもの

上記以外には旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。  
①旅券印紙代・証紙代有効期限5年のもので ¥11,000 有効期限10年のもので ¥16,000 ②個人的性格の費用: 飲食物、クリーニング代、電話代など ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料 ⑥関西空港施設使用料2,650円・旅客保安サービス料300円、タイ空港税2760円(800THB×3.24円) ⑦運送機関の課す付加運賃・料金 燃料サーチャージ7340円、航空保険料特別料金1020円 ⑧出入国記録書作成などの渡航手続代行代金(1)旅券申請書の作成代行(4,200円)(2)タイの出入国書類作成および現在有効性確認(4,200円)(3)日本の航空申告書の作成代行(1,050円) 上記の換算額は2013年10月8日現在のレートを基準としています。(税関申告書の作成付加運賃・料金、空港税、査証代、申請費用等が変更された場合、増額になった場合は不足分を徴収し、減額になった場合はその分を返金します。また為替レート変動により過不足が生じて再精算いたします)

## ■旅券・査証について:

- (1)旅券(パスポート): タイ入国時に6ヶ月以上の残存が必要です。
- (2)査証(ビザ): 日本国籍の方は不要です。(外国籍の方はお問い合わせください。)

## ■お申し込み

(1)電話にてお申込み下さい。その後、申込書等を郵送してご案内致します。同時に参加申込金 ¥50,000を所定の口座にお振込みください。旅行代金残金当日は請求いたします。\* 申込金は、「旅行代金」「取消料」「連判料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。

お客様がご旅行申込書にお客さまのローマ字名を記入される時は旅券に記載されているお名前を記入ください。お客さまのお名前が誤って記入された場合には航空券の発行済みのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客様との交際の場面に準じて交際手数料(「お客様との交際」に記載)をいただきます。なお、送迎・宿泊機関により、氏名が訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もありません。この場合、所定の取消料(「取消料」の欄に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などを入力した場合は同様にさせていただきます。ご注意をお願いします。

- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセルとなります。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします。)
- (3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内にて対応します。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために親睦の同旅行を断念する場合があります。但し一部コースを除きます。15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要となります。
- (4)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要となります。
- (5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

- (6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件  
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金等)のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知メール、FAX、留守電話等で済んだ場合は、当該通知が発した時に成立します。
- ④通信契約で「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基き旅行代金等の支払または払戻債務を履行する日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

## ■お客様が発売までに実施する事項

### 海外危険情報について

旅先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報」に関する書面をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」:<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

### 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

- (1)十分注意して下さい  
通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。
- (2)「渡航の是非を検討してください」  
当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を収めさせていただきますが、一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
- (3)「渡航の延期をおすすめします」「選退を勧告します」  
催行を中止いたします。

### 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報」ホームページ:  
<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③運賃による宿泊代金などをいいます。

## ■確定日経表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行業者との連絡方法)などが記載された確定日経表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお振込みいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前に確認の上、お申込みください。

■申込金(50,000円)を下記の口座までお振込みください

三菱東京UFJ銀行 振込第二支店 (普)0726345  
近畿日本ツーリスト(株)

## お問合せ・お申込先(旅行企画・実施)

近畿日本ツーリスト株式会社 関西国際交流センター

観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員 取付保証会員 旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者: 桑村茂克

〒556-0017 大阪府浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル8階

TEL.06-6634-0690 FAX.06-6634-0693

「JDFCAサッカークリニック」係

営業日・営業時間 月～金曜日の09:30～18:00 (土日・祝日休)

\* 休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

- (2)複数で申し込んだお客様が一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を受け取り、一人部屋を利用するお客様に一人部屋追加代金を申し付けます。
- 取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)  
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

\*ピーク時は12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。

①当社の責任とならぬローリー、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

### ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日経表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

### ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

①お客様の都合が契約書に記載された最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。②旅行代金定期日よりお支払いいただけないとき ③申込条件の不適合 ④病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

### ■当社の責任

当社は当社または手配代行業者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません)。またこのような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行業者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

### ■特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特約補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、遠隔見舞金として遠隔日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一対についての補償限度額は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスへの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場所に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

### ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じた旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の10%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

### ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものを経験したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### ■お客様の交替

お客様が当社が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

- (1) エコノミークラス利用の場合(上位クラスへ変更の場合も適用)また下記( )はご共通  
北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アフリカ等…17,500(13,200円)  
アジア(韓国除く)・ロシア・マイクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国…10,000(7,500円)  
韓国…6,000(4,500円)

- (2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面…1,000円(大人・子ども共通)  
\* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

### ■海外旅行へについて

病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難の場合が実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

### ■お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいたしかねますので、あらかじめ商品を確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意ください。その手続きは、お土産・空港において手続き yourself で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

### ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日経表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

### ■個人情報の取扱いについて

- (1)当社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2)当社およびご旅行をお申し出いただいた旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際に提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提供の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。
- (3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただきますこととなります。
- (4)当社は旅行先でお客様のお買ひ物等の便宜のため、当社が保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データ、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者へ個人データの提供の停止を希望される場合は、本ウェブサイト記載の連絡先よりお申し出ください。
- (5)上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について  
この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書となります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。パンフレット作成日 2013年10月08日 関西西宮海046013120005

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に限り、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。